

令和4年4月18日	
資料提供	
担当課	産業技術政策課
担当者	産業技術推進班 石橋 東
電 話	073-441-2355

令和4年度和歌山県ものづくり生産力高度化事業費補助金公募開始のお知らせ

県では、県内ものづくり企業者の新たな産業創出、産業競争力の強化を図るため、県内ものづくり企業者が行う、デジタル技術等を駆使してビジネスモデルを変革し、生産力を高度化するための設備等の導入を支援します。

1 補助対象事業者と補助対象事業

(1) 補助対象事業者

和歌山県内に事業所を有する製造業者（製造業を含む複数の産業を営む者について、営む産業のうち製造業が占める割合は特に問わない。）

(2) 補助対象事業

補助対象事業者が行う生産力高度化のための設備を導入する事業であり、次のアからエまでのいずれにも該当する事業であること。

ア 補助対象経費の総額が300万円以上であり、製造業の範囲において使用するものであること。

イ 和歌山県内の事業所で導入する設備等であること。

ウ 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。

エ この補助金の交付決定の日から交付決定年度の3月10日までの事業実施期間に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続がこの期間内に完了する事業であること。

2 補助対象経費

次の（1）もしくは（2）を満たし、製作の後、事業の用に供されたことのない設備等の導入に要する経費であること。ただし、設備等の導入に付帯する作業（機器の運搬、設置・取付、設定、操作研修、電源等の事前工事等）費は補助対象外とする。

（1）経営強化法施行規則に規定する設備であることが確認できるものであること。

※具体的な要件は、次のア及びイとなります。

ア 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）及び、生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）を満たす設備であること。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものについては、生産性向上指標に係る要件は不要とする。

【対象設備について】

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期
機械装置	全て	10年以内

	(発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。)	
工具	測定工具及び検査工具	5 年以内
器具備品	全て (医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。)	6 年以内
建物附属設備	全て (医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。)	14 年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5 年以内

イ アであることの工業会証明書を取得できるもの。

(2) 令和元年度補正サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金交付規程(サービス等生産性向上 I T 導入支援事業事務局)第6条に規定する I T ツールに登録されていることが確認できるものであること。

3 補助率等

(1) 補 助 率：補助対象経費の3分の1 以内

(2) 補助上限：2,000 万円(補助対象経費総額に補助率を乗じて得た額(1,000 円未満の端数は切り捨て)と、2,000 万円とを比較して少ない方の額)

4 申請について

申請受付期間：令和4年4月18日(月)～ 6月10日(金) 17時まで

申請方法：申請書類を以下のメールアドレス宛てに送付してください。

【申請受付メールアドレス】 e0631001@pref.wakayama.lg.jp

5 申請書類について

申請書類は以下のとおりであり、県のホームページよりダウンロード、確認ができます。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/seisanryokukoudoka.html>)

(1) 生産力高度化計画書(別記第1号様式)

(2) 収支予算書(別記第2号様式)

(3) 導入予定設備の製品仕様書もしくはカタログ